違反データベース・判例事例索引

判例分類	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示	事	項	事	件	ø	概	要
民事件	損害賠償請求事 件	平成15年5月20日	神戸 地方 裁判	従業員の過失及で 置・保存に瑕疵が			地工作物の設	テレホンクラブの店舗内には煙を吸引したことによる一番被告が使用していた従業員基づくものであるとして損害その結果、通常要求される瑕疵があるとして損害賠償	後化炭素中毒によっ の過失及び消火設 時間請求をした。 る程度の安全性が値	て死亡したのは、 備の不備等の土地	被告の安全配慮 地工作物の設置・付	務違反ないし不法行為、 保存に瑕疵があったことに
判例	#	平成15年3月17日	神戸 地方 裁判 所	従業員の過失及で 置・保存に瑕疵が			地工作物の設	テレホンクラブの店舗内には し客に対する安全配慮義務 土地工作物の設置・保存に その結果、通常要求される 瑕疵があるとして損害賠償	系に違反したなどとし :瑕疵があったとして る程度の安全性が値	て、また、所有者に 、損害賠償請求を	に対しては、本件st Eした。	建物に消火設備の不備等
	建築確認及び消 防同意に係る損 害賠償請求事件	昭和63年4月28日	新潟 地裁 所	建築確認申請外のの審査の対象となる。建築基準法第93は、国民との範囲を確定はその範囲を確定を行政庁が通令を出さなかった。	ょらない。 3条、消防法領 の関係におし にする行為でな 違反建築物のⅠ	第7条による いて権利義 ない。 除去措置等	る消防長の同意 務を形成し、又 等の是正措置命	建物の建築確認申請に際しべきであるのにもかかわらを認識しなかったこと、特定とし、市を被告として国家賠その結果、建築確認の対の同意は、建築主事に対すない。又是正措置命令は、は認められないとして棄却し	ず確認をしたこと、洋 行政庁の是正措置 賃償法に基づく損害財 象は申請に係る建物 つる行政相互間の行 特定行政庁の銃裁!	所同意を現地調 権限について既存 音償請求をした。 めの計画が建築関 為であり建築主事	査せずに行い既存 字建築物についてる 引係規定に適合する の確認処分と独立	建築物の接道義務違反 対使しなかったことを違法 るか否かに止まり、消防長 なに違法を論ずる意味は
事件	損失補償裁決取 消等請求事件 【第一審及び第 二審判例の抜粋 を含む】	昭和58年2月18日	最裁所二法 高判第小廷	道路法第70条第1	1項の定める	貴失の補償	賞の対象	道路管理者が、地下道を設 ことにより消防長から消防決 移設工事は、地下道の設 が、当事者間の協議が整れ 損失補償金を支払うべき旨 国は、この裁決を不服とし 却した。国はこれを不服とし その結果、上告人が損失 るとして、原判決上告人敗言 た。	去令に違反する旨のは置工事に起因するといなかったので給油所で裁決を下した。 いて裁決の取消を求いて裁決の取消を求いて にて裁決の取消を求いて上告した。 、補償義務を負うもの	警告を受けた給派として、国に対し道 で経営者が収用る がたが、第一審、対 とした本件補償裁	曲所経営者は、地 直路法第70条に基で 長員会に対し裁決の 空訴審とも国に補 は決には法令の解	ドタンクを移設した。 がく損失補償の請求をした の申請をしたところ、国に 賞責任ありとして請求を棄 訳、適用を誤った違法があ
民事 半例	措置命令不作為 損害賠償請求事 件	昭和55年3月5日	札幌 地方 裁判 所	焼死者火災が発生 第5条の使用禁止 定された事件				木造3階建て共同住宅の2 事故に際し、焼死した男性にかったとして損害賠償請求 その結果、市長が違反に べきであり、また、消防長か るとはいえないとして、請求	の両親が市長及び消 をした。 対する是正措置を請 が消防法第5条の措	当防機関は建築基 載じなかったことと	準法違反の事実に 焼死者とは、相当	こ対し何ら権限を行使しな 因果関係が存しないという

半 分	川例 分類	判 例 名	判決年月日	裁判 所名	判	示	事項		事	件	Ø	概	要
事	件	千葉県野犬咬死 事故損害賠償請 求事件控訴審	昭和52年11月17日	東京高裁所	例に基づき野犬の	捕獲、抑留等 しない作為義	死亡した事故につき の権限を有する知₃ 務違反があったとし が認められた事例	き、条 事に右	の判決を不服として控訴し	いし掃討する権限 く損害賠償請求を 獲、抑留ないし掃 た。 野犬の捕獲、抑留 野犬の捕獲、抑留	を有する知事に権例 した。 討しなかったことは作	を適切に行使し 作為義務違反にな の事に権限を適い	
事	件	両毛病院焼死事 故損害賠償請求 事件	昭和50年12月23日	宇都宮地裁判所	焼死事故につき病 れた事例	院に管理上の		患者の るとさ とされ	精神病院に入院中の患者が 焼死した火災事故に際し、 任を追及し、損害賠償を請 その結果、開設者に対して の注意義務を怠った結果で 監視及び実地指導その他行法であったとは認められない	焼死者の遺族が病 求した事案である。 ては、精神病院の であるとして損害賠 行政指導等の内容	病院の開設者及び病。 特殊性に応じ高度 <i>の</i> で遺責任があるとされ ないな権限を行使した	院を指導監督す)注意義務が存した。県について	べき立場にあった県の責 していたものであり、これら は、毎年実施していた医療
		損害賠償請求事 件	昭和47年7月14日	京都 地方 裁所	力の行使」	変更許可申請		公権	原告が風致地区にガソリン相談形式による行政指導をた。ところが別企業がそのこ置し開業したことから、原告失に基づく誤った行政指導た。 その結果、行政指導が不導は違法でないとして損害	を受けた結果ガソリ 土地を購入し、原管に対する行政指導であるとして原告の	レスタンドを建設す きが受けた行政指導 尊は、故意に建設を の蒙った損害につい ても、これを不法性の	ることは容易でな の諸条件を満た 断念させる意図の て国家賠償法に	いと判断して購入を断念し さないガソリンスタンドを設 のもとに行われた重大な過
事	S 事件 II (A)I	損害賠償請求事 件【第一審及 び第二審判例の 抜粋を含む】	昭和47年5月30日	最 裁 所 三 法	消防法第29条第3 要があったと認めら		の防止のために緊急	急の必	消火の際に破壊された建物 害賠償を、予備的請求としての結果、第一審では、可 項に基づく正当な行為であ 急の必要があるとして実施 判決を取消し、控訴人に損 その結果、破壊消防活動 る適法な行為で、そのため	て、消防法第29条 破壊消防行為は、 るとして、原告の記 したものと認められ 失補償すべき義利 は、緊急の必要が	第3項、第4項に基 延焼防止のためやも 請求を棄却した。控 れる消防法第29条第 多があるとした。村は 、あったものであるこ	づく損失補償請済 ごを得ず実施した 斥審では、破壊消 33項による適法 、本判決を不服 とは明らかであり	状をした。 こもので消防法第29条第2 当防は、延焼防止のため緊 な行為であるとして第一審 として上告したものである。 り、消防法第29条第3項によ
		損害賠償請求事 件	昭和43年2月21日	東京地方裁判所	土地の工作物設置 任二関スル法律の		いら生じた火災と失り	火ノ責	原告の関係者が、宿泊中のラー施設の設置保存上の町よるものであるとして所有者その結果、工作物から直のと解するのが相当である	段疵及び自動火災 皆に対し損害賠償! 接に生じた火災に	報知設備等の未設 請求をした。 よる損害については	置など建物の安	した火災の原因は、ボイ 全施設上の瑕疵の競合に より賠償責任を負担するも

	判例 分類	判	例 名	判決年月	超大大	判 名	判	示	事	項	事	件	Ø	概	要
	事件		還損害賠 に慰謝料 件		最高 裁判 9日 所一人 法	消防法 絶又は	5第7条による は同意の取消(司意・同意の拒	であるとして、原告が処ある。 第一審では、同意取決不適法なものであるとし請求については被告適控訴審においても、通消処分の取消を求めるとともに無効確認に対す	弘分の取消し及び同意取消処分は、抗告訴訟の して却下、また無効確認 を を を	取消処分の無効確 対象となり得るとし 忍請求については明 にいずれも棄却され 派人は、知事の処分 なめる訴えも不適法 でして、判決を不服 行政機関相互間の	認請求と併せて担います。 取消を求める訴え 自重大な瑕疵あい。 さい対し不服の訴であって許されなとして上告したも 行為であって訴訟	公の対象となる行政処分と
•	事件	件【第	償請求事 一審及 審判例の 含む】	昭和32年7月	最高 裁判 9日 所写 三小	「失火,失」の意	ノ責任ニ関ス <i>)</i> 意義	ル法律」但し	書きにいう	「重大ナル過	根に飛び火し火災となり 判決を不服として賃借。 不服として上告した。	った原因は、賃借人にし 人が控訴したところ、控 した焚き火の場所の選	「重大なる過失があ 野訴審では、原告の 定及び監視の状況	った」として、損害請求の全部を棄詞 等の諸般の事情	に煽られ、家屋の草葺き屋 事賠償責任を認めた第一審 却した。原告は、この判決を から注意義務を怠った過失 で張を棄却した。
	事件		還損害賠 に慰謝料 件	昭和29年2月2	福 福 高 報 新 所					D取消の取消を fえと消防法第	であるとして、原告が処第一審では、同意取決適法なものであるとして 求については被告適格た。 この結果、建築許可能	1分の取消し及び同意取消処分は抗告訴訟の家 対か、また無効確認認 がないとして請求はい 申請をした控訴人は、失 無効確認を求める訴えも	取消処分の無効確 対象となり得るとし取 青求については明白 がずれも棄却された。 田事の処分に対し不	認の請求と併せて (消を求める訴え)重大な瑕疵ある 原告は、第一審 「服の訴えを提起	こより取消しした処分は違法 て損害賠償請求をした。 は、出訴期間を経過した不 処分ではない、損害賠償請 判決を不服として、控訴し はべきで、同意取消しの取 控訴を棄却するとともに無
ı	事件		還損害賠 に慰謝料 件	昭和26年2月2	福岡地力 裁判所	対象と 取消 請求は	:なるか	のなくなった	::行政処分I	は、取消訴訟の による損害賠償 告適格	であるとして、原告が処 ともに、予備的に同意 この結果、同意取消処	2分の取消及び同意取 取消しの無効確認の記 処分は、抗告訴訟の対 こ却下、また無効確認記	消処分の無効確認 請求と併せて損害則 象となり得るとし取 青求については明白	請求と併せて損害 普賞請求をした。 消しを求める訴え	こより取消しした処分は違法 書賠償請求した。 は、出訴期間を経過した不 処分でない、損害賠償請求

判例分類	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示	事	項	事	件	ص ص	概	要
	ホテルニュー ジャパン火災事 件第一審判決 (業務上過失致 死傷被告事件)	昭和62年5月20日	東京地方裁判所	高層ホテル経営者 あったとして社長に				のタバコの不始末から出 この火災事故で、株式	出火、宿泊客32名が死 会社ホテルニュージャ	亡、24名が負傷す パンの代表取締	する火災事故となっ 役と防火管理者 <i>σ</i>	9階の客室で、同室宿泊客った。 うた。 り支配人が業務上過失致死 禁錮1年6月(執行猶予5
刑事事件判例	控訴審判決	平成2年8月15日	東京高等 裁所	ホテルを経営する: 傷罪が成立すると		取締役に氵	業務上過失致死	室宿泊客のタバコの不好 控訴審判決である。	治末から出火、宿泊客	32名が死亡、244	名の負傷者を出し	マパン」の9階の客室で、同た業務上過失致死傷事件の に大結果、棄却の判決と
	上告審判決	平成5年11月25日	最制 新第 二 法	ホテルを経営する: 傷罪が成立すると		取締役に氵	業務上過失致死	室宿泊客のタバコの不好 上告審判決である。	治末から出火、宿泊客	32名が死亡、244	名の負傷者を出し	マパン」の9階の客室で、同た業務上過失致死傷事件の た世界を表しるという。 たまま、乗却の判決と
事件	長崎屋尼崎店火 災事件第一審判 決(業務上過失 致死傷被告事 件)	平成5年9月13日	神戸 地方 裁判 所	管理権原者として(ジャーに対し、防り 怠を認めた事例				が負傷する火災事故とな	なった。			買物客等15名が焼死、2名 デれ禁錮2年6月(執行猶予
刑事事件判例	ホテル大東館火 災事件第一審判 決(業務上過失 致死傷被告事 件)	平成5年3月11日	静岡 地方 裁判 所	ホテルの管理権原 傷罪の成立を認め		管理者に	業務上過失致死	出火、宿泊客ら24名が原	尭死する火災事故となり ルの管理権原者と防り	った。 と管理者が業務」	上過失致死傷罪で	パントリー内北壁付近から 起訴され、ホテルの管理権
	大洋デパート火 災事件第一審判 決(業務上過失 致死傷被告事 件)	昭和58年1月31日	熊本 地方 裁判 所	多数の死傷者を出 パートの防火管理 過失責任が否定さ	者、火元責任			への上り口附近から出り この火災事故で、デパ 式会社太洋の取締役人	火し、買物客ら104名が ートの防火管理者であ 事部長が業務上過失	死亡、67名が負 5る営業部係員、 致死傷罪で起訴	傷する火災事故と 3階の火元責任者 され、いずれも無罪	である営業部第三課長、株
刑事事件判例	控訴審判決	昭和63年6月28日	福岡高等裁判所	多数の死傷者を出 パートの防火管理 過失責任が認めら	者火元責任			から3階への上り口附近 件の控訴審判決である。 一審判決では全員が	£から出火、買物客ら10。 無罪とされ、検察官が打 ートの3階火元責任者	04名が死亡、67名 空訴した結果、大	名の負傷者を出した 洋デパートの防火	《一トの本館C号階段の2階 た業務上過失致死傷被告事 管理者が禁錮1年6月(執 社大洋の取締役人事部長
	上告審判決	平成3年11月14日	最 裁 所 一 法	多数の死傷者を出 パートの防火管理 過失責任が否定さ	者火元責任			から3階への上り口附近 上告審判決である。 第一審判決では全員が	近から出火、買物客ら10が無罪とされ、検察官が デパートの防火管理者だる年)の判決となった。	04名が死亡、67名 が控訴した結果、 が禁錮1年6月(\$	名の負傷者を出した 株式会社大洋の 執行猶予3年)、大	ートの本館C号階段の2階 た業務上過失致死傷事件の 収締役人事部長が禁錮2年 洋デパートの3階火元責任

判例分類	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示	事	項	事	件	ø	概	要
	千日デパートビ ル火災事件第一 審判決(業務上 過失致死傷被告 事件)	昭和59年5月16日	地方 裁判	複合ビルの火災よ 死傷被告事件によ キャバレーの管理 否定された事例	らいて、ビルの	の防火管理	者、同ビル内の	昭和47年5月13日午後10時 客ら118名が死亡、42名が負 この火災事故でビルの防 起訴され、いずれも無罪の当	負傷する火災事故。 火管理者、キャバし	となった。		
刑事事件判例	控訴審判決	昭和62年9月28日	尚 寺 栽判	ビルの防火管理者 理者の過失責任を を肯定した事例				本件は、昭和47年5月13日 出火、客ら118名が死亡、42 一審では全員無罪とされ、 キャバレーの管理権原者が 判決となった。	2名の負傷者を出し、 、検察官が控訴した	た業務上過失致を と結果、ビルの防火	死傷事件の控訴審 火管理者が禁錮2 ⁹	判決である。 F6月(執行猶予3年)、
	上告審判決	平成2年11月29日	最 裁 新 第 一 法	ビルの防火管理者 理者の過失責任を を肯定した事例	者、キャバレ- F否定した原	−の管理権原 判決を破棄り	原者及び防火管 し、いずれもこれ	本件は、昭和47年5月13日 に出火、客ら118名が死亡、 一審では全員無罪とされ、 キャバレーの管理権原者が 判決となった。 3名はこの判決を不服とし	42名の負傷者を出 、検察官が控訴した 、1年6月(執行猶予	はた業務上過失う と結果、ビルの防り 52年)、キャバレ−	致死傷事件の上告 火管理者が禁錮2⁴ −の防火管理者が	審判決である。
	川治プリンスホ テル火災事件第 一審判決(業務 上過失致死傷被 告事件)	昭和60年5月15日	宇都忠方裁判所	ホテル火災事故にが認められた事例		ル会社の経	営者の過失責任	昭和55年11月20日午後3時 事作業中の切断機の炎がえ この火災事故で、有限会社 表取締役の妻が業務上過5 役の妻が禁錮2年6月(実所	入って出火、宿泊客 社川治プリンスホテ 失致死傷罪で起訴	Fら45名が死亡、2 ・ルの代表取締役 され代表取締役か	1名が負傷する火災 、実質上経営管理:	後事故となった。 業務を掌握していた同代
刑事事件判例	控訴審判決	昭和62年2月12日	東京高等 裁判所	ホテル会社の取締 び防火戸・防火区 例				本件は、昭和55年11月20日間に工事作業中の切断機の 傷事件の控訴審判決である 有限会社川治プリンスホラ となった。	の炎が入って出火、 る。	宿泊客ら45名が	死亡、21名の負傷を	と出した業務上過失致死
	上告審判決	平成2年11月16日	最 裁 新 第 一 法	ホテルの火災事故 過失致死傷罪が原			取締役に業務上	本件は、昭和55年11月20日間に工事作業中の切断機の 死傷事件の上告審判決であ 有限会社川治プリンスホラ	の炎が入って出火、 ある。	宿泊客ら45名が	死亡、21名の負傷	皆を出した業務上過失致
刑事事件判例	業務上失火事 件、業務上過失 致死事件【第 一審及び第二審 判例の抜粋を含 む】	昭和60年10月21日	所第	刑法第117条の20 つき業務上失火罪 た事例				本件は昭和54年5月21日午 ガス切断器の大量の火花か 死者を出した火災事故の上 工事部門の責任者は控訴	が周囲の可燃物に :告審判決である。	落下、ウレタンフォ	一ムに接触着火し	て約400㎡を焼損、7名の

判例分類	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示	事	項	事	件	Ø	概	要
事件	蔵王観光ホテル 火災事件第一審 判決(業務上過 失致死傷被告事 件)	昭和60年5月8日	山形 地方 裁判 所	ホテル火災につき 取締役に自動火災 認定した事例				昭和58年2月21日午前3時 死亡、2名が負傷を負う火 この火災事故で、防火管 年(執行猶予3年)の判決。	災事故となった。 理者であるホテル会			宿泊客や従業員ら11名が E傷罪で起訴され、禁錮2
刑事		昭和55年3月25日	大阪 高等 裁 所	違法な別件逮捕中による勾留中の被証拠能力 消防署長等が当問調書を行わせる 消防署長等が当 消防署を長等が当 対し検察官送致後 の2第1項	疑者に対す 該消防署等 ことと消防法 (火又は失火	る消防職員 に所属する ま第32条第 の罪で逮持	員の質問調書の る消防職員に質 に1項 捕された被疑者に	本件は昭和48年3月14日4 平屋建家屋一戸約33平方 被告人は一審判決を不服	メートルを焼損させ	た現住建造物等放	火事件の控訴審	
判例		昭和58年7月12日	最 裁 所 三 法 廷	違法な別件逮捕中による勾留中の被証拠能力 消防署長等が当問調書を行わせる 消防署長等が当 消防署長等が当 消防際官送致後 の2第1項	疑者に対す 該消防署等 ことと消防法 (火又は失火	る消防職員 に所属する 第32条第 の罪で逮捕	る消防職員に質 る消防職員に質 は1項 捕された被疑者に	本件は昭和48年3月14日4 平屋建家屋一戸約33平方 被告人は控訴審判決を2	メートルを焼損させ	た現住建造物等放	火事件の上告審	
	白石中央病院火 災事故第一審判 決(業務上失火 事件、業務上過 失致死傷事件、 消防法違反被告 事件)	昭和54年11月28日	札幌 地方 裁判 所	病院の火災によりついて、ボイラーマ				生児3名が死亡し、2名が	負傷する火災事故とマンが業務上失火。 マンが業務上失火。 罪で起訴され、ボイ	となった。 罪で、病院長が業系 ブラーマンが禁錮14	務上過失致死傷罪 ∓(実刑)、病院長	ら出火、重症患者1名、新 、消防法違反罪で、常務 が禁錮1年(執行猶予2
刑事事件判例		昭和56年1月22日	札幌 高等 裁判 所	病院火災について 病院長の業務上が た事例				反罪で禁錮1年(執行猶予 年)の判決となった。	i亡、2名の負傷者を アンが業務上失火罪 ・2年)及び罰金5万 として控訴したが、オ	出した業務上過失 で禁錮1年(実刑)、 円、常務理事が業 ボイラーマンは、控	致死傷事件等の 、病院長が業務上 務上過失致死傷駅	空訴審判決である。 過失致死傷罪、消防法違
	第一審差し戻し 後第一審判決	昭和57年12月8日	札幌 地方 裁判 所	入院患者ら6名が 事務を実質的に掌 れた事例		-		反罪で禁錮1年(執行猶予 年)の判決となった。	、2名の負傷者を出 シンが業務上失火罪 ・2年)及び罰金5万 とし控訴したが、ボィ 万円(上告せず刑が	はた業務上過失数で禁錮1年(実刑)、 円、常務理事が業 イラーマンは、控訴 でなって、常務理事に でなって、では、では、では、	死傷事件等の第 、病院長が業務上 務上過失致死傷 乗却(上告せず刑 こついては、一審差	一審差し戻し後第一審判 過失致死傷罪、消防法違 で禁錮1年(執行猶予2 が確定)、病院長は消防法

半分]例	判	例	名	判決	: 年	月日	裁判所名		判	示	事	項	1		件	Ø	概	要	
事	件	ルア 件第 (業剤	スナッ ドロ」リ 一審半 务上過 被告事	· 《災事 』 決 失致	昭和5	6年11	1月19日	新潟 地裁所		内飲食店を認めた		なび店長に防	5火·防災対策 <i>0</i>	口通路付近から	出火、客ら11 で、パブスナ	名が死亡、3名か ック「エルアドロ」 <i>0</i>	陽市古町の今町会 「負傷する火災事 D経営者、店長が	故となった。	_	
事	事 件 例	満月 第一 務上	温泉光 減火災 料 場 場 大 り う い う に り う い う り う り う り う り う り う り う り う り う	₹事件 そ(業	昭和5	3年12	2月25日						事故の発生をオ られた事例	故となった。	で防火管理者	である有限会社	皆木造部分から出 池の坊満月城のf			
	事	テル 一審	熱海漿 火料決(料) 失 件)	件第 業務	昭和	50年3	3月29日	福地裁所山部 島方判郡支	ホテル火認められ		防火管理者	に業務上過	失致死傷罪が	て、ダンサーらが トーブの火が燃え この火災事故で	を粉ショーの え移って火災 で管理権原者 され、防火管	D準備中、松明に となり、宿泊客らな がとして磐梯観光材	D「磐光ホテル」の ベンジンを浸み込 31名が死亡し、多 株式会社の管理部 は、禁錮2年(執行	ませる作業をし 数の負傷者を出 8長、防火管理者	ていた際、燃焼中 す火災事故とな fの総務部長が第	ロの石油スった。 き務上過失
	训例	控訴	審判決	ŧ	昭和	53年1	1月24日		ホテル火認められ		防火管理者	に業務上過	失致死傷罪が	室において、ダン の石油ストーブの 死傷被告事件の	ソサーらが金 D火が燃え移 控訴審判決	粉ショーの準備中 らって火災となり、 である。	郡山市の「磐光ホ」、松明にベンジン 宿泊客ら31名が列 として控訴した結	を浸み込ませる E亡し、多数の負	作業をしていた際 傷者を出した業	祭、燃焼中
事	191	火災 (業務 死傷	ランド 事件半 务上過 事件、 反被台	失致 消防	昭和	51年3	3月30日					以外の経営 記めた事例		室付近から出火	、宿泊客ら3: で株式会社権	名が死亡し、4名: ・ダランドホテル <i>の</i>)代表取締役が業	事故となった。		

判分	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示 事	項	事	件	o	概	要
刑事作判例		昭和50年12月26日	甲府 地方 裁判	人名危険のある鉄骨造 消防法第5条の使用禁 れた事例			建築同意を受けていない鉄ヤたならば、人命危険があると使用していたことから、所轄 月(執行猶予3年)の判決とな	して同建築物の傾 消防長が消防法第	使用禁止命令を発 重	かしたが、 同命令	の猶予期間が経過した後も
刑事	措直命令建及寺	昭和48年4月10日	大阪 地方 裁所	人名危険のある木造3 第5条の使用禁止命令 例		関係石か用防法	建築主事の確認を受けない。 階以上の居室を使用し、又は 後も居室として使用させてい を告発、懲役4月(執行猶予	は使用させてはない たことから、所轄)	らない旨の命令を発 肖防署長が消防法	と動したが、同命 第5条命令違反	令の猶予期間が経過した
刑事	井 告事件)【第一	昭和33年7月25日	最 裁 所 二 法 廷	刑法第117条の2前段の 意義	の業務上失火罪(こおける「業務」の	本件は、昭和25年11月18日 アイロンの通電状態のままの 審判決である。 夜警業務従事者は、控訴者	放置による過熱に	こより出火、旧本屋	3,828㎡を焼失し	た業務上失火事件の上告

判例分類	判 例 名	判決年月日	裁判所名	判	示	事	項	事	件	o	概	要
行政 事件 判例	使用禁止命令取 消審査請求事件	昭和60年10月7日	市長	処分庁が審査語 審査請求がなさ	『求人に対 れた事件	して行った使	用禁止命令の取消		の指導にもかかわ 経過しても設置しな 市長に対し使用禁止	らずこれを設置しな いため、消防法第	いため、消防長 5条の規定に基	が用設備等の設置義務が が、消防用設備等の設置命 づき使用禁止命令を発動し
	不作為違法確認 請求事件	昭和50年9月12日	神戸 地方 裁判				・更許可処分につ の附款が違法とさ	たうえで、変更許可書及び 可処分は存在し、効力を有 変更許可申請以後に行わ 違法の確認を求めた。	その写しを作成し、 可してること、近隣住れた設置許可申請なした変更許可処	写しを交付した。そ 民の同意書を提出 について同意書不 分は存在し、効力を	の後同意書をすする義務はない 提出として許可な 有し、近隣住民	出する旨の念書を提出させ さめられたため、既に変更許 ことの確認を求めるとともに 処分しない不作為について の同意書を提出する義務は 法であると確認された。
行 政 件 判例	控訴審判決	昭和52年10月28日	大高裁判 所				・更許可処分に付 き旨の附款が違法	たうえで、変更許可書及び 可処分は存在し、効力を有 共に変更許可申請後に行 て違法の確認を求めた。 第一審では、変更許可処	その写しを作成し、 可してること、近隣住われた設置許可申 し分に効力があるこであると確認された 合していても、近隣 の許可処分にあた、条例に根拠を有し	写しを交付した。そ 民の同意書を提出 請について同意書 と、同意書の提出書 。この判決を不服と 住民の生活環境や り、必要な附款を付 有効であるとして控	の後同意書をすする義務はない 不提出により許す 養務がないことか として、市長は、 農業水利等によ することは許さな 訴した。	れなければならず、変更許
	請求事件	昭和57年7月15日	最裁所一法	処分が行政処分 消防法第11条 可処分を前提と 請にかかる行政 許可処分の不存 消防法第11条 可処分につき隣	として有交 第1項の規 する灯油等 庁の不作。 在を理由 第1項の規 接住民の「	加に成立しない 別定に基づく終 記字用一般取 為の違法でされ として却づく終 別定に基を提出 司意書を提出	いとされた事例 合油取扱所変更許 扱所設置許可申 恐の訴えが、変更 れた事例 合油取扱所変更許 する義務の不存 Eを理由として却下	て違法の確認を求めた。 認され、設置許可申請に求 は許されないとして棄却さ 市長は、この判決を不服 その結果、①許可処分そ	その写しを作成し、 すしてること、近隣申 われた設置、変更保 すする処分の留保に れた。 とし、上のもした接 としてのはして、 はなで変更更ある。 ない。②で更ある。 ない。多もあえも利益・ でのものでした。	写しを交付した。そ 民の同意書を提出 請について同意書・ 可処分に効力があ は違法であるとされが の同意書の提出を としいう他はなく、本付 2分自体が存在しな 3許可処分自体が	の後同意書をすする義にないする義により許る表出にしま意書では、 不提出と、同審では、 でで更いることとかいて、 ま変とというでしたというです。 など、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは	さめられたため既に変更許いことの違法確認を求めると可処分しない不作為についり提出義務がないことが確市長の主張する法的解釈され、その後状態に変動がの存在及びその効力の利益な確認と求める訴えの義務は、同意書の提出する義務

判例分数	判例名	判決年月日	裁判所名	判示	事	項	事	件	0	概	要
行 事 判 例	異議申立却下決 定取消等請求事 件	昭和57年7月15日	高寺 裁判	都道府県知事は、市町村の服審査法第5条第1項第1号ないとした事例			知事に提出された市の決定れを市に対する異議申立書を違法として、これらの取消第一審では、市の都市計庁」に当たらないとした。このその結果、知事は、市のうる旨の法律の定めもない、求に対する却下処分と認めり、棄却決定を取消すべき	と判断して市へ送 りを求めた。 画の決定について の判決を不服として 都市計画の決定に から、審査庁にはな うられない。また、市	付した処分及びこ 、知事は行政不朋 として原告が控記 関して「上級行政」 より得ず、審査請す が異議申立てとし	れを受けて市が異	議申立てを却下した処分 項第1号にいう「上級行政 R定に関し審査請求をなし の措置は妥当で、審査請
行政事件	消防用設備等設 置命令取消審査 請求事件	昭和53年4月12日		処分庁が審査請求人に対し 置命令の取消審査請求がな			消防法の改正により、スプ たため、消防署長が設置命 求める審査請求を行ったも この結果、消防長は、審	う令を発したが事業 の。			
判例		昭和56年4月1日		処分庁が原告に対しなした: 取消請求がなされた事件	スプリンクラ	一設備設置命令の	消防法改正により、スプリンするよう命令されたことから棄却された。 そのため、改正消防法の告から命令を履行する意思	、同処分を不服とし 規定は、違憲である	して、消防長に対し るとして、消防署長	し、処分の取消しを そが行った設置命令	求める審査請求をしたが
行政 事件 判例		昭和55年10月31日	地方裁判	行政不服審査法第5条第1 の当たるための要件 都道府県知事は、市町村 不服審査法第5条第1項第 たらないとした事例	の都市計画	i決定に関し、行政	知事に提出された市の決定 それを市に対する異議申立 分を違法として、これらの町 この結果、知事は、都市 事に審査請求をすることは えないとして棄却された。	Z書と判断して市へ Z消しを求めた。 計画決定について、	送付した処分及び 行政不服審査法	ぶこれを受けて市が 第5条にいう「上級	異議申立てを却下した処 行政庁」には該当せず、知
行政事件判例	差押処分取消請 求事件	昭和54年7月20日		権限委任の場合における受 取消を求める訴えの被告適		Dした行政処分の	知事の権限の委任を受けた 及び控訴審で却下されたここの結果、差押処分は、バ しを求める訴えは同事務所	とを不服として上き 存税事務所長が委	ました。 任を受けた権限に	基づいて行ったもの	消しを求めたもの。第一審のであるから、処分の取消

判例 分類	判例	河 名	判決年月	日	裁 判 所 名	判	示	事	項		事	件	Ø	概	要
行事判 倒	行政処 分 請求事作		昭和54年4月	₹16日	長地裁所	危険物の規制に関所として設置の許可 取扱所とする等の 更についての許可 防法第11条とされた 分が適法とされた 屋外給ガスタン に関する政令第17 いないとして申請を	可を受けたが で更受けたが を更を加えて を得づくに 事のの で 更い を の の で 間 の の 間 に と の に に り の の の り に り に り の り に り に り り に り に	施設につき、 で工事を完成 い場合済証で 対検査済証で 可申請者が 関した設置	これを屋外給油 或させたが、変いて、市長の消 を交付しない処 「取扱所に隣接 、危険物の見制 基準に適合して	本件原言は、 たことから、 されていない いために不言 謝料の請求	変更許可申請すいために、完成を キ可処分となった を求めた。 完成検査済証:	けるとともに工事を 検査済証が交付さ たため、本処分が	続行した。その後、! れず、また変更許可 違法であるとして、タ	完成検査を受けれ 申請については 业分の取消しと精	はる工事をする必要が生じたが許可内容のとおり完成、技術基準に適合していな神的苦痛を蒙ったとして慰 まであるとされ請求はいず
事件	裁決取消 審査請求 分取消記 事件	文棄却処	昭和48年6月		最裁所一法	審査請求期間経過なされた棄却の裁スル裁決」に当たる	決は、恩給流		実体審理の上に 「審査請求二対	求に対して、 間の教示が 求めるととも 第一審及し あり、この審 その結果、	審理を行い裁決なかったことからに恩給裁定の明が控訴審ともに、査請求は適法で審査請求が法といものであり、	央が下された。この ら、同期間を経過し 取り消しを求めた。 審査請求期間を終 でないとして却下し 定の期間を経過し)裁決も不服として、 たことの不利益を記 経過した審査請求に た。この判決を不服 た後に行われた不過	また、異議申立て果すことはできないこれて実質的にるとして上告した。 商法なものである	の取消しを求めた審査請 ての決定書に審査請求期 いとして、裁決の取消しを 判断を下したことは違法で 場合、本来、裁決において 該求二対スル裁決」に当た
行政 事件 判例	更正処分 請求事件		昭和45年2月	月25日	大阪 地方 裁所	審査裁決庁は行政	対訴訟の出訴	≨期間の教 え		した後に更正 かったことか	E処分の取消し ら、出訴期間が	について提訴した。 「経過したことを知	。また、裁決書には、 らずにした提訴は、	、行政訴訟の出記 適法であると主張	の送付後3ヶ月以上経過 床期間が教示なされていな 見した。 上の義務はないとして却下
行政 事件 判例	行政処分 求事件	予取消請	昭和36年7月	月14日	青森 地方 裁 所	甲行政庁の委任に 服申し立てすべき:	 	 政庁のした	処分に対する不	分及び同処な 決定の取消を その結果、	分に対する異議 を求めた。 知事から委任を	もままでへの決定し を受けて、実際にす	ま違法であるとして、	、同処分及び原告 県税事務所長を	た不動産に対する差押処 后の異議申立てを棄却した 相手方として異議申立てを